

保学第64号
令和2年12月22日

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公印省略)

部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項について（通知）

このことについては、令和2年9月14日付け、保学第48号で通知していますが、令和2年12月3日付け、文部科学省からの事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂を踏まえ、今後は、部活動の大会や演奏会等(以下「大会等」という。)への参加に係る留意事項を、次のとおり改訂するので、適切に対応願います。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 大会等参加について

- (1) 生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
- (2) 発熱等の風邪症状がみられる生徒や教職員は、参加しないよう徹底すること。
- (3) 大会等のうち、校長が特に必要と認めた公式な大会や演奏会については、校内で生徒や教職員に感染者が発生した場合でも、校内で濃厚接触者に指定された者以外の生徒や教職員で、感染が確認された者と接触のない者は、学校医とも相談の上、各自の健康状態の確認や感染防止を徹底した上で、大会等に参加することを可能とする。ただし、大会等の主催者の参加規程等に抵触しないことを条件とする。
- (4) 大会等への参加に当たっては、主催者が策定したガイドラインや中央競技団体等が示すガイドライン等を遵守すること。
- (5) 大会等に参加する場合は、スポーツ・文化活動の場面のみならず、長時間にわたって生徒や教職員が行動を共にしている場面(集団での移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時、生徒等同士での会食時等)には、集団内での感染拡大の可能性が高まるものと考えられることから、学校として責任を持って、あらゆる場面で生徒や教職員の感染防止対策を十分に講じること。

2 健康管理等について

学校は、感染拡大防止のため、特に大会等開催の2週間前からの部員・顧問の健康管理と行動把握をより徹底すること。

3 その他

- (1) 生徒が部活動や大会等へ参加するために、健康状態等について虚偽の報告等をすることがないよう、普段から指導すること。
- (2) 校内で生徒や教職員に感染者が発生したことにより、主催者の判断で、部が急遽、大会等に参加できなくなることも考えられることから、このことによる誹謗・中傷、いじめ等が生じることがないよう、普段から指導すること。

【本件問合せ先】

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話：(086) 226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話：(086) 226-7596